公益社団法人島根県看護協会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この定款施行細則は、公益社団法人島根県看護協会(以下「本会」という。)定款第60条の規定に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

第2章 会員

(入会の手続き)

- 第2条 会員になろうとする者は、本会の指定する手続きにより、入会申込をしなければならない。
- 2 前項の入会申込は本会が定める様式による入会申込書により行うものとする。
- 3 本会は、入会申込及び会費を納入し、会員になった者を正会員名簿に登録し、その者に会 員証を交付しなければならない。

(会員)

- 第3条 前条の入会申込をした者は、正会員名簿に記載された日から正会員としての資格を取得するものとする。
- 2 定款第9条の規定により除名された者は、総会におけるすべての正会員の3分の2以上の 同意がなければ、再び正会員になることはできない。

(退会の手続き)

- 第4条 正会員が退会しようとするときは会員証を添えて、退会の手続きをするものとする。
- 2 前項の退会手続きは、退会届(様式第1号)により行うものとする。
- 3 正会員が退会した場合、本会は正会員名簿の登録を抹消しなければならない。

(届出内容の変更)

第5条 会員は、本会に登録した氏名、住所又は勤務地等を変更したときは、速やかに本会に 届け出なければならない。

第3章 入会金及び会費

(入会金及び会費)

- 第6条 定款第7条に規定する入会金は10,000円、会費は1か年11,000円とする。 ただし、他都道府県において当該事業年度の会費を納入済の場合は、会費を徴収しない。
- 2 会員資格喪失期間が連続2事業年度未満の者が再加入する場合は、入会金の納付を要しない。
- 3 定款第5条第1項第2号に定める名誉会員については、翌事業年度以降の会費は免除するものとする。

(会費の納付)

- 第7条 会費は、本会の指定する日までに翌事業年度分を前納しなければならない。ただし、 新入会者についてはこの限りでない。
- 2 定款第10条第4号の規定により会員資格を喪失した場合は、会費を徴収しないものとする。

第4章 総会

(開催期日)

第8条 通常総会は、毎年6月に開催する。ただし、やむを得ない事情のある場合は、理事会の決議により、4月又は5月に開催することができる。

(登記の変更)

第9条 総会で理事の選任若しくは解任をしたときは、速やかに地方法務局に登記の変更をしなければならない。

第5章 推薦委員会

(推薦委員会の設置)

- 第10条 本会に推薦委員会を設け、次年度改選する役員、推薦委員、職能委員、総会の議長 団並びに公益社団法人日本看護協会(以下「日看協」という。)の代議員及び予備代議員(以 下「代議員等」という。)候補者の推薦に関する事務を担当させる。
- 2 推薦委員会は、7名の推薦委員で構成する。委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 推薦委員は、通常総会において正会員の中から選任する。任期は1年とし、選任された通 常総会の翌日から次年度の通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(推薦に関する事務)

- 第11条 推薦委員会は、次に定める手続きにより、次年度改選する役員等について、同一役職について改選数以上の候補者を推薦するものとし、「役員等候補者名簿」(別に定める様式)に記載して、選挙管理委員会に総会開催日の60日前までに提出しなければならない。
 - (1) 改選役職名と人数の確認
 - (2) 候補者の推薦承諾の確認
 - (3) 候補者から提出された書類(履歴、抱負等)の確認
 - (4) 役員等候補者名簿の作成(五十音順に一覧表作成)
 - (5)確定した役員等候補者名簿の選挙管理委員会への提出
- 2 推薦委員会は、第1項の推薦に当たり公正かつ適正な事務を行うものとする。

第6章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会及び選挙管理委員)

- 第12条 本会に役員等選出の公正を確保するため選挙管理委員会を設け、役員及び推薦委員 並びに代議員等の選出に関する次の事務を担当させる。
 - (1)役員等選出に関する周知
 - (2) 立候補又は候補者辞退の届出の受理
 - (3) 推薦委員会からの役員候補者名簿の受理
 - (4) 立候補者及び推薦候補者の周知
 - (5)選挙運動の監督
 - (6) 投票及び開票の管理
 - (7) 当選者の決定
 - (8) 当選者の総会議長への報告
 - (9) その他選挙事務の管理に必要と認めた事項
- 2 選挙管理委員会は、委員7名以内で構成し、委員長及び副委員長は委員が互選する。
- 3 選挙管理委員は、通常総会において正会員の中から支部長が推薦し、会長が任命する。
- 4 選挙管理委員の任期は1年とし、選出された通常総会の翌日から次年度の通常総会の終結 の時までとする。

第7章 役員等の選出

(役員の選任)

- 第13条 役員は総会で選任し、選任は推薦委員が作成した役員候補者名簿及び立候補した正 会員の中から行うものとする。
- 2 議長は、推薦委員会が提出した役員候補者名簿及び立候補者数が改選定数と同数の場合は、候補者ごとに議決を得るものとする。
- 3 選挙管理委員会は、立候補者等が改選定数を越えた場合は、選挙業務を行わなければならない。

(役員候補者等の周知)

第14条 選挙管理委員会は、推薦委員会が提出した役員等候補者名簿及び立候補者名を総会 開催の30日前までに会員に周知しなければならない。

(立候補の届け出)

第15条 役員に立候補しようとする者は、正会員5名以上の推薦を受けて選挙管理委員会に 通常総会開催日の60日前までに「役員立候補届」(別に定める様式)により届け出なけれ ばならない。

(役員の改選)

第16条 役員は、通常総会で半数を改選することとし、改選する役員は次のとおりとする。

= - // /// // // // // // // // // // //	
西暦奇数年に	会長 副会長1名 常任理事1名以内
改選する役員	保健師職能理事
	支部理事4名(松江、出雲、益田、隠岐)
	監事1名
西暦偶数年に	副会長1名 専務理事1名 常任理事1名以内
改選する役員	助産師職能理事 看護師職能理事 准看護師理事
	支部理事3名(雲南、大田、浜田)
	監事2名以内

2 会長は、次年度に改選となる役員及び推薦委員並びに日看協の代議員等の改選数を確認し、推薦委員会及び選挙管理委員会に明示しなければならない。

(役員の任期)

第17条 役員は再任されることができる。ただし、同一の職に引き続き就任する場合は、6 年を超えることができない。

(出席会員の確認)

第18条 議長は、出席会員数を確認した上で、選挙開始を告げなければならない。確認後は、出席会員の入退席を禁止する。ただし、申出により退席する者については、この限りではない。

(選挙の執行)

- 第19条 選挙管理員会は、選挙執行の際は総会議長の指揮下に入る。
- 2 選挙管理委員会は、投票の開始及び終了の時間を定める。
- 3 選挙管理委員会は、次の選挙業務を行う。
- (1) 会員であることを確認して、「島根県看護協会長印」の押印がある投票用紙を配布する。
- (2) 投票開始前に投票箱を点検し、不正がないことを2名以上の会員に確認させ、会場に適宜配置し、投票が適正に行われるよう監視する。
- (3) 投票終了後、投票漏れのないことを確認し、投票箱を封印の上、開票場に移動する。
- (4) 開票場には、選挙管理委員長の許可のある者以外の入室を厳禁して、開票する。
- (5) 開票は、投票総数の確認と有効投票、無効投票の分類をする。

- (6) 候補者ごとに投票の集計を行う。
- (7) 集計後の投票用紙は、集計種目別に取りまとめておく。
- (8) 選挙管理委員長は、速やかに集計結果を一覧表にして議長に提出する。
- (9) 選挙の経過を記録した選挙録を作成し、選挙管理委員全員が署名押印をして議長に提出する。

(投票形式)

- 第20条 出席会員は、投票用紙に記載された方法又は選挙管理委員長が説明した方法で候補 者を選び、自書して投票箱に投函しなければならない。
- 2 投票は無記名とする。

(無効投票)

- 第21条 次の投票は無効とする。
 - (1) 会場で配布した「島根県看護協会長印」の押印がある所定用紙以外の用紙を使用した投票
 - (2) 投票用紙に記載された方法又は選挙管理委員長が説明した方法以外の記載をした投票
 - (3) 記載方法が不明瞭で投票者の意志が確認できない投票
 - (4) 訂正が不十分で投票者の意志が確認できない投票

(選挙の成立)

第22条 投票総数のうち半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

(当選)

- 第23条 出席正会員の過半数の賛成を得た者の中から得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を当選人とする。なお、得票数が同じであるときは、議長がくじでこれを定める。
- 2 議長は、選挙管理委員会から集計結果の報告を受けたときは、当選者を速やかに会長及び出席会員に報告しなければならない。
- 3 議長は、選挙管理委員会が提出した集計結果及び選挙録を総会終了後速やかに会長に提 出するものとする。
- 4 前項の集計結果及び選挙録は、当該選挙に係る役員の任期中は保存しなければならない。

第8章 理事

(役員の就任手続き)

- 第24条 役員に選任された者は、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 理事就任承諾書又は監事就任承諾書
 - (2) 履歴書
- 2 理事に選任された者は、法務局に登記されることを承諾したものとする。

(忠実義務)

第25条 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を行 わなければならない。

(競業及び利益相反取引の制限)

- 第26条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示 し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。
 - (2) 本会が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事の報告義務)

第27条 理事は、本会に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、 直ちに監事に報告しなければならない。

(会長の職務)

- 第28条 会長(代表理事)は、この法人の業務を統括し、業務執行の最高責任者としてこの 法人を代表しその業務を執行する。
- 2 会長の職務権限は、概ね次のとおりとする。
- (1) 事業計画の策定及び実施方針に関すること。
- (2) 予算の原案を作成すること。
- (3) 月次決算及び期末決算に関すること。
- (4) 総会、理事会その他重要な会議に関すること。
- (5) 定款、諸規程等の制定、改廃に関すること。
- (6) 会費に関すること。
- (7) 登記に関すること。
- (8) 監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告に関すること。
- (9) 組織及び権限の委任に関すること。
- (10) 重要な契約の締結及び重要な業務の委託又は受託に関すること。
- (11) 重要な財産の取得、賃貸借及び処分に関すること。
- (12) 職員の任免、休職、復職、異動等の人事制度に関すること。
- (13) 職員の昇給、昇格及び昇任等の給与制度に関すること。
- (14) 職員の表彰及び懲戒処分に関すること。
- (15) 労働契約に関すること。
- (16) 役員の出張及び職員の国外出張に関すること。
- (17) 予備費の使用及び予算の流用に関すること。
- (18) 取引金融機関の決定又は変更に関すること。
- (19) 事業資金の借入又は償還に関すること。
- (20) 基金に関すること。
- (21) 寄附金の受入に関すること。
- (22) 訴訟行為・損害賠償等に関すること。
- (23) その他法人の重要事項に関すること。

(副会長の職務)

- 第29条 定款第26条に規定する副会長の職務権限は、次のとおりとする。
 - (1) 副会長は会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
 - (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序の者が理事会の招集をし、理事会の議長となる。

(専務理事の職務)

- 第30条 定款第26条に規定する専務理事の職務権限は、次のとおりとする。
 - (1) 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
 - (2) 会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、その業務の執行に係る職務の一部を代行する。
 - (3) 職員の研修に関すること。
 - (4) 職員の福利厚生に関すること。
 - (5) 職員の県外出張に関すること。
 - (6) 寄附金の執行に関すること。
 - (7) 慶弔費の執行に関すること。
 - (8) 動産の賃貸借に関すること。

- (9) 情報公開に関すること。
- (10) その他前各号に準ずる事項に関すること。

(常任理事の職務)

- 第31条 定款第26条に規定する常任理事は、この法人の業務を分担執行する。各常任理事の担当する業務は、理事会において決定する。
- 2 専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序の者が、その職務を代行する。

第9章 監事

(構成)

第32条 監事は、本会の業務運営に精通した者1名以上、会計制度に精通した者1名、一般 社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)及び公 益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)そ の他の関係法令に精通した者1名を選出するものとする。ただし、会計制度に精通した者と 一般社団・財団法人法及び公益法人認定法その他の関係法令に精通した者は、両者の条件を 満たす同一の人物をもってこれに当てることができる。

(委任)

- 第33条 監事について必要な事項は、法令並びに定款及びこの施行細則に定めるもののほか、 総会の決議により別に定める。
- 2 前項にかかわらず、法令並びに定款、この施行細則及び総会決議に反しない限りにおいて、 監事はその協議により、監事の監査及び調査の実施方法等について必要な事項を定めること ができる。

第10章 職能委員会

(職能委員)

- 第34条 保健師職能委員会及び助産師職能委員会の委員は6名以内とする。看護師職能委員会は15名以内とし、その内1名を准看護師とする。
- 2 委員のうち、この法人の理事は2名を超えてはならない。
- 3 委員の任期は、通常総会の終了の翌月1日から始まり2年後の通常総会終了月末日までの 2年とする。ただし、再任を妨げないが、同一の職に引き続き就任する場合は、6年を超え ることができない。
- 4 補欠により選任された委員の任期は、選任された年を任期の1年目とする。
- 5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第35条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員のうちから互選により選出する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第36条 委員会の開催回数は年5回以上とし、委員長が随時召集する。
 - 2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、書面等により、あらかじめ日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。ただし、場合によっては、オンラインでの開催を可能とし、オンラインで参加した委員は委

員会に出席したものとみなすことができる。

- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席者とみなす。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 5 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。
- 6 委員会は、原則として、非公開とする。
- 7 委員長は、必要と認めたときは委員会に諮り、参考人として会議への出席を求め、資料の 提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

- 第37条 委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。
- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。
- 3 第1項の議事録には、委員長及び議事録作成者が署名するものとする。

(職能集会)

- 第38条 職能委員会は、会長の承認を得て職能別集会及び合同職能集会を開催することができる。
- 2 職能委員会の委員長は、職能集会の責任者となり、職能委員会の委員は職能集会の運営に当たるものとする。
- 3 委員長は職能集会を開催する場合は集会の日時・目的等必要事項を1か月前に文書で会員 に通知しなければならない。

(小委員会)

第39条 職能委員会は、会長の承認を得て必要に応じて小委員会を設けることができる。

(事務局)

第40条 委員会及び職能集会等に関する事務は、この法人の事務局が行うものとする。

第11章 常任委員会及び特別委員会等

(常任委員会及び特別委員会)

- 第41条 職能委員会以外の委員会として、常任委員会と特別委員会を設ける。
- 2 常任委員会は、定款第4条に規定する事業について、中長期にわたる事業の企画、運営の 主体となる。
- 3 特別委員会は、定款第4条に規定する事業について、数年度で終了する事業の企画、運営 の主体となり、その任務が終了したときに解散するものとする。

(任務)

- 第42条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。
 - (1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること。
 - (2) この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備の運用及び改善について、 理事会に参考意見を提出すること。

(委員)

- 第43条 委員会の委員は、15人以内とする。
- 2 委員のうち、この法人の理事は2人を超えてはならない。
- 3 委員の任期は通常総会の終了の翌月1日から始まり2年後の通常総会終了月末日までの2

年とする。ただし、再任を妨げないが、同一の職に引き続き就任する場合は、6年を超える ことができない。

- 4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、選任された年を任期の1年目とする。
- 5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第44条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第45条 委員会は、必要に応じ、会長の承認を得て委員長が随時招集する。
 - 2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、 書面等により、あらかじめ日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。 ただし、場合によっては、オンラインでの開催を可能とし、オンラインで参加した委員は委 員会に出席したものとみなすことができる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席者とみなす。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 5 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。
- 6 委員会は、原則として、非公開とする。
- 7 委員長は、必要と認めたときは委員会に諮り、参考人として委員会への出席を求め、資料 の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

- 第46条 委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。
- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。
- 3 第1項の議事録には、委員長及び議事録作成者が署名するものとする。

(常任委員会)

第47条 本会の事業を推進するため、次表の常任委員会を設けるものとする。

 名 称	所掌する事項 所掌する事項	 機	開催	委員
41 1/1	川手りつず気	10次 HC	回数	定数
会館管理運営	協会の管理・運営に関	・会館の将来構想に関する検討	必要	5名
委員会	すること	・島根県看護協会事業の開発・展開に関す	に応	程度
		ること	じて	
教育事業委員	看護教育・研修に関	・看護職の資質向上を図るため、年間教	5回	15 名
会	すること	育計画を樹立し、研修を実施する	以上	
			/年	
広報委員会	本会活動の広報、広	・看護協会活動の広報、広報誌の編集・	5回	5名
	報誌の編集・発行、	発行、その他広報活動を行う	以上	
	その他広報活動に関		/年	
	すること			
学会委員会	島根看護学術集会の	・島根看護学術集会の企画、運営、実施	5回	6名
	企画、運営、実施に	をする	以上	
	関すること	・論文集の発行を行う	/年	
		・研修会の企画・実施をする		

災害·新興感	災害時の看護支援活	・災害時の看護支援活動の推進を図る	5回	7名
染症看護委員	動の推進に関するこ	・災害看護の質の向上のための研修会	以上	
会	ح ا	を実施する	/年	
		・災害看護支援ナース登録者の確保		
医療安全推進	医療安全の推進に関	・保健・医療・福祉施設における安全管	5回	5名
委員会	すること	理の質の向上を図る	以上	
		医療安全管理者養成研修を企画運営	/年	
		する		

2 常任委員会は、その所掌する事項について審議し、会長に助言しなければならない。

(特別委員会)

- 第48条 本会に、特別委員会を設けるものとする。
- 2 特別委員会は、その所掌する事項について審議し、会長に助言しなければならない。

(認定看護管理者教育運営委員会)

第49条 本会に、認定看護管理者教育運営委員会を設けるものとする。

Ī	名 称	所掌する事項	機	能	開催	委員
					回数	定数
Ī	認定看護管理	日本看護協会と連携	・委員会規約に基づく	〈認定看護管理者教	5回	6名
	者教育運営委	し看護管理者教育の	育課程「ファース	ストレベル」、「セ	以上	
	員会	実施に関すること	カンドレベル」の	受講決定及び修了	/年	
			判定等の審議に関	すること		

(研修会・学会等の手続き)

第50条 委員長は研修会を開催する場合は1か月前に、学会を開催する場合は6か月前に日時・目的等必要事項を会員に文書で通知しなければならない。

(事務局)

第51条 委員会及び学会・研修会に関する事務は、この法人の事務局が行うものとする。

第12章 事務局

(事務局の組織)

- 第52条 本会に事務局及び事業局を設ける。
- 2 業務執行体制は次のとおりとする。
- (1) 本会本部に事務局長及び総務担当、教育研修・事業担当を置き、総務、会計、訪問看護ステーション経理等を担当する職員を置く。
- (2) ナースセンターにナースセンター長を置き、ナースバンク事業等を担当する職員を置く。
- (3) 訪問看護ステーションに所長を置き、訪問看護等事業を担当する職員を置く。
- 3 事務局長、ナースセンター長、訪問看護ステーション所長は、所管する事務、業務を統括する。

(職制及び職務)

第53条 本会本部、ナースセンターに必要に応じて次の職制を置き、次の職務を担当させる。

職制(職名)	職務
局長	局の事務を統括する。
係長	事務局長を補佐し、係りの所掌事務を処理し、係り業務を統括する。
主任	上司の命を受けて、所掌事務を処理する。

2 職員の職務は、会長が指定する。

(その他の職員)

第54条 会長は、事務局に必要と認めたときは、前条に規定する職制以外に、嘱託職員その 他職員を置くことができる。

(就業規則等)

- 第55条 事務局職員の就業については、本会正規職員、定年退職再雇用職員、嘱託職員、非常勤職員就業規則、本会訪問看護ステーション正規職員、定年退職再雇用職員、嘱託職員、非常勤職員就業規則等による。
- 2 事務局職員の給与については、本会職員給与規則による。
- 3 事務局職員の旅費については、本会職員旅費規則による。

第13章 支部

(支部の設置)

第56条 支部及びその業務区域(市町村)は、次表のとおりとする。

支部名	業務区域(市町村)
松江支部	松江市、安来市
雲南支部	雲南市、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町
出雲支部	出雲市
大田支部	大田市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町、邑智郡邑南町
浜田支部	浜田市、江津市
益田支部	益田市、鹿足郡津和野町、鹿足郡吉賀町
隠岐支部	隠岐郡海士町、隠岐郡西ノ島町、隠岐郡知夫村、隠岐郡隠岐の島町

2 支部の事務所は、支部長の指定する場所に置く。

(支部の業務)

- 第57条 支部は次の業務を行うものとする。
 - (1) 会長に支部事業計画案及び予算案を提出
 - (2)総会で承認された支部事業計画及び予算の執行
 - (3) 会長に支部事業実績報告書の提出
 - (4) 支部会員に係る福利厚生活動
 - (5) その他支部活動に付随する活動及び事務
- 2 前項第1号の提出は、毎事業年度1月末日までに、第3号の報告書提出は4月15日までに行うものとする。

(支部委員の設置)

- 第58条 支部には、次の委員を置くものとする。
 - (1) 支部長 1名 支部理事をもって充てる
 - (2) 副支部長 2名以内
 - (3) 会計委員 1名
 - (4) 班長 必要に応じて若干名(原則として保健師・助産師・看護師で構成する)
- 2 支部長以外の支部委員は、支部総会において会員の中から選出する。
- 3 支部長は、選出された支部委員を別に定める「支部委員報告書」で、支部総会終了後7 日以内に会長に報告するものとする。

(支部委員の任期)

第59条 支部委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する支部総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(支部委員の権限と支部の業務)

- 第60条 支部長は、支部理事をもってこれに充て、支部を代表し、支部における事業活動 の総括をする。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 会計委員は、支部活動に関する会計を担当する。
- 4 班長は、支部長の命を受けて、支部活動を担当する。

(支部委員会)

- 第61条 支部に支部委員を構成員として支部委員会を設ける。
- 2 支部委員会は、第56条の業務を行う。
- 3 支部委員会は、支部長が招集し、支部長が議長となる。
- 4 支部委員会の決議は、支部委員の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって決定する。
- 5 支部委員会の議事については、委員会終了後速やかに議事録を作成し、支部長及び指名 された委員1名が署名又は記名捺印をしなければならない。

(班会)

第62条 支部に施設ごと、地域ごと又は職能ごとに班会を置くことができる。

(支部総会)

- 第63条 支部総会は、支部の業務区域内の正会員をもって構成する。
- 2 支部長は、支部総会を毎年1回以上開催しなければならない。
- 3 支部長が必要と認めたとき、又は構成する会員の5分の1以上の請求があったときは、 速やかに臨時支部総会を開催しなければならない。

(支部総会の権限)

- 第64条 支部総会は、第56条各号に規定する支部の業務の報告を受け、次の事項を決議 する。
 - (1) 支部委員の選任と解任
 - (2) その他支部長が必要と認めて提案した事項
- 2 前項の議決結果は、速やかに会長に報告するものとする。

(支部総会の議長)

- 第65条 支部総会に議長団を設ける。
- 2 議長団は2名とし、出席した構成員から選出する。

(定足数及び決議、委任)

第66条 支部総会の定足数及び決議、委任は、定款第17条、第18条、第19条を準用する。

第14章 訪問看護ステーション事業

(訪問看護ステーション事業)

- 第67条 定款第4条第1項第4号に規定する在宅ケア・訪問看護の実施を行うため、訪問 看護ステーションを設け、訪問看護及び居宅介護支援事業を行う。
- 2 訪問看護ステーションの名所及び所在地は次のとおりとする。

訪問看護ステーションの名称

所 在 地

訪問看護ステーションやすらぎ	松江市浜乃木2-1-23
訪問看護ステーションいずも	出雲市姫原1-7-14
訪問看護ステーションおおだ	大田市大田町大田口1113-5
訪問看護ステーションそよかぜの丘	浜田市田町1563

(職制及び職務)

第68条 訪問看護ステーションには、必要に応じて次の職制を置き、次の職務を担当させる。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
職制(職名)	職務
所長	訪問看護ステーション業務を統括する。
副所長	所長を補佐し、ステーション業務の運営を補佐する。
係長	上司の命を受けて、ステーション業務の運営に参画する。
専門員	上司の命を受けて、専門分野の責任者となり業務を処理する。
担当職員	上司の命を受けて、担当業務を処理する。

- 2 会長は、必要と認めたときは前項に規定する職制以外に嘱託職員、非常勤職員その他の職員を置くことができる。
- 3 訪問看護ステーション職員の職務は、所長が指定する。

(就業規則等)

- 第69条 訪問看護ステーション職員に適用する就業規則、給与規則、旅費規則は、第54条 を適用する。
- 2 非常勤職員の就業については、本会職員就業規則及び本会非常勤職員就業規則による。

(その他の運営事項)

第70条 その他訪問看護ステーションの運営に関することは、会長が別に定める。

第15章 公益社団法人日本看護協会との関係

(相互協力及び連携)

第71条 定款第4条第1項第5号に規定する日看協との相互協力及び連携に関する事業 は、相互からの提案、依頼事項等を協議して、個別の契約等により実施する。

(日看協の代議員及び予備代議員の選出)

- 第72条 本会は、日看協の委託を受けて日看協の代議員等を総会において選出するものとする。
- 2 選出する代議員等の員数、職種、選出等は、日看協との契約によるものとする。
- 3 選出する選挙の方法は、第6章 役員等の選出による。

(法人会員)

第73条 本会は、日看協の法人会員となるものとする。

第16章 補則

(細則の変更)

第74条 この細則を変更しようとするときは、理事会の決議による。ただし、第6条第1項 の入会金及び会費の額を変更しようとするときは、総会の決議を得なければならない。

(委任)

第75条 この細則により会務を執行するために必要な事項は、理事会の決議により別に 定める。ただし、理事会は、総会の決議によることが相当と認める場合には、定款第13条 第10号に基づき、総会の決議を求めることができる。

附則

(施行期日)

1 この細則は、公益社団法人島根県看護協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附則

1 この細則は、平成24年6月23日から施行する。

1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。 附則

1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。 附則

1 この細則は、平成26年6月7日から施行する。

1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。 附則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。 附則

1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。 附則

1 この細則は、平成30年7月7日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条から第7条の入会の手続き等は平成28年10月から、第4条の退会の手続きは平成29年度から、第53条、第54条、第67条、第68条の事務局職員及び訪問看護ステーション職員の就業等については平成30年4月1日から適用する。

附則

1 この細則は、平成30年8月5日から施行する。ただし、第51条、第52条の事務局の組織等については平成30年6月9日から適用する。

附則

1 この細則は、平成31年2月26日から施行する。

附則

1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第55条については令和3年4月1日から適用する。

附則

- 1 この細則は、令和4年4月20日から施行する。ただし、適用は令和4年4月1日からとする。 附則
- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。